

KSKR

No.245

**2018
Dec.**

12

奈良県自閉症協会 NEWS

きずな

The Kizuna

<http://www.eonet.ne.jp/~asn/>

発行人：

関西障害者定期刊行物協会

編集人：奈良県自閉症協会

支部長&事務局：河村舟二

〒639-1005

大和郡山市矢田山町 84-10

購読料1部 100円

会員は会費に含まれています。

一九九六年五月一日発行第三種郵便物承認 毎月(1・2・3・4・5・6・7・8の日)発行

平成最後の今年には国内と国外いろいろな災害がありました。日本漢字能力検定協会が毎年募集し、その年の世相を表す漢字に選ばれたのは「災」でした。12月12日清水寺で、森清範貫主により発表されました。豪雨・酷暑・台風・北海道地震など災害が特に目立った年でした。また、私たち自閉症関係者にとって、とても残念なこととして、自閉症の子どもの認知発達の段階を評価し、その子に合った治療教育をする、「太田ステージ」で有名な、太田昌孝先生が平成30年11月29日お亡くなりになりました。享年77歳でした。昨年6月にお亡くなりになったTEACCHの佐々木正美先生と続けて我が国の偉大な自閉症研究者を失いました。そして奈良県自閉症協会でも、発足当初から会員として活躍していただいていた、成人部の上園さんが5月に、石川さん

が11月に亡くなられました。会員一同とても残念に思っています。みなさまのご冥福を心からお祈りいたします。
11月24日、ホテルオークラ東京アスコットホールで常陸宮さまのご臨席の下、一般社団法人日本自閉症協会創立50周年記念式典と祝宴がありました。常陸宮さまは1968年5月19日、今の日本自閉症協会の前身である自閉症児・者親の会全国協議会設立時の第一回の全国大会に、殿下と妃殿下がご臨席になり開催されました。常陸宮さまは50年間、我々の協会の活動を温かく見守ってくださっていたのでした。会員の皆様には、もうすぐ創立50周年記念誌、「自閉症 過去・現在・未来」が手元に届くと思います。ここに日本自閉症協会が取り組んできた50年の活動が収められており、今後の課題を含め、貴重な資料が掲

載されています。ぜひご一読され、全国組織の協会として取り組むことが、社会を変え、国を動かし、自閉症児者を守ることに、いかに、つながっているかを知っていただきたいと思えます。
今も、やまゆり園事件、旧優生保護法下での強制不妊手術、公的部門における障害者雇用の不適切なカウント問題。障害者雇用促進法では精神・知的障害者の雇用も義務づけているにも拘わらず、全国都道府県の正職員採用試験の障害者枠で35道府県が採用を身体障害者に限定していた問題(奈良県もこれに入ります)。またインクルーシブ教育など多くの解決しなければならない課題があります。今後とも自閉症の理解が進みますよう、皆様のご協力をお願いします。来年こそは良い年になりますようお祈りします。(河村)

NHK障害福祉賞「もしも願いが叶うなら 山口歩さん」

生駒市在住の山口さんがNHK障害福祉賞最優秀賞を取られました。ご兄弟二人とも自閉症のお子さん(奈良西養護在籍)でご家族との奮闘を描かれた作品が12月18日にEテレでドキュメンタリー放送されました。

ハートネットTV NHK障害福

祉賞「もしも願いが叶うなら 山口歩さん」
放送日
2018年12月25日(火) 午後1時05分～午後1時35分再 初回放送
2018年12月18日(火) 午後8時00分～午後8時30分
障害のある人やその周囲の人の手記を集めた『NHK障害福祉賞』。受賞作を2夜連続で紹介する。1夜目

は、最優秀賞に選ばれた奈良県の山口歩さん(51)。2人の自閉症児の母としての日々を“おもしろ子育て奮闘記”としてつづった。「こ～なったら自閉症を育てるプロになるしかないな」との夫の言葉に後押しされて、“自分たちらしい”子育てをしてきた歩さん。その思いは周囲にも伝わり…。涙を笑顔に変えてきた家族の物語。
出演者ほか【ゲスト】金子貴俊、【出

演]山口歩, [キャスター]中野淳, [語り]河野多紀 (<https://www.nhk.or.jp/heart-net/program/heart-net/876/>)

トークイベントのご案内

語り合いたい 優生思想の昔と今
～『わたしで最後にして－ナチスの障害者虐殺と優生思想』刊行を機に～

拝啓

深秋の候、皆様におかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、本年9月、藤井克徳さんが『わたしで最後にして－ナチスの障害者虐殺と優生思想』を合同出版より刊行しました。NHKと共同でドイ

ツを訪問し「障害者と戦争」で放映された際の取材記録を収録し、ナチス・ドイツによる障害者の迫害、「価値なき者」の抹殺作戦とされた「T4(ティーフォー)作戦」の問題に重心を置いた内容です。昨今、メディアなどでも触れられることの多い優生思想や中央省庁などの障害者雇用水増し偽装にも通底するものと思います。

つきましては、本書の刊行を記念して、藤井さんとも相談の上、トークイベントを企画いたしました。本書の感想を語り合っていたいただきながら内容をいっそう深めるとともに、高校生や若手の研究者などのみなさんによるざっくばらんなトークで楽しく学ぶ、そんなひとときにできればと思います。

お忙しい時期の開催でたいへん恐縮ですが、お練り合わせの上、ご参加いただきますよう、ご案内申し上げます。

ます。
敬具

記

1 とき 2019年1月17日 (木) 午後6時～8時半

2 ところ 主婦会館プラザエフ9階「すずらん」

〒102-0085 東京都千代田区六番町15 (JR/メトロ 四ツ谷駅前)

<http://plaza-f.or.jp/index2/access/>

3 会費 1,500円 *お茶とお菓子の用意があります。

大学生・高校生は500円

4 企画 学生らによる「若者トーク」、研究者や報道関係者による「クロストーク」を通じ、参加者相互で悲惨な歴史について理解を深める予定です。

*恐縮ですが12月20日までに下記連絡先へご出欠をお知らせください。

2018年11月30日

事務局/世話人団体:合同出版・きょうされん・日本障害者協議会(JD)

【ご連絡先】

NPO法人日本障害者協議会(JD)事務局(荒木)

〒162-0052 東京都新宿区戸山1-22-1

TEL. 03-5287-2346

FAX. 03-5287-2347

Eメール office@jdnet.gr.jp

7ページへ→

教育への公的支出、日本また最下位に 14年のOECD調査

経済協力開発機構(OECD)は12日、2014年の加盟各国の国内総生産(GDP)に占める小学校から大学までに相当する教育機関への公的支出の割合を公表した。日本は3.2%で、比較可能な34カ国中、最低となった。OECD平均は4.4%で、日本が最低となったのは12年調査以来。教育支出の多くを家計が負担している現状が浮かんた。

また調査では、高等教育機関への女子入学者のうち、理工系分野に占める割合が日本は13%と加盟国中最低だったことも判明。国公立学校の教員の年間勤務時間は1891時間で、OECD平均より200時間以上多かった。

公的支出割合が最も高かったのはデンマークの6.3%で、ノルウェー

6.1%、アイスランド5.7%、ベルギーとフィンランドの各5.6%と続いた。公的支出割合の中で、高等教育を見ると日本は34%で、OECD平均の70%を大きく下回った。高等教育における私費負担の割合が05年以降、ほとんど変化していないことも分かった。日本の幼児教育に関する分析も示され、在学率は3歳で80%、4歳児は94%だった。ただ、幼児教育への支出のうち、公的支出の割合はOECD平均の82%を下回る46%にとどまった。政府が現在、議論を進めている教育無償化では、幼児教育や高等教育が対象となっている。調査を担当したシュライヒャーOECD教育・スキル局長は「日本の私費負担は重い。家庭の経済状態による格差をなくすためにも、一層の公的支出が必要だ」と指摘した。〔2017/9/12 23:36 共同〕

181203 西日本新聞社説

世界人権宣言70年 「人としての誇り」掲げて

<https://www.nishinippon.co.jp/nnp/syasetu/article/470186/>

世界人権宣言が1948年12月10日に国連で採択されて、満70年の節目を迎えた。

第2次世界大戦では多くの人々の命が奪われ、人権が踏みにじられた。宣言は愚行を繰り返さないための誓いである。法の下での平等、思想や表現の自由などを30の条文でうたった。

世界では今、同性愛者ら性的少数者(LGBT)の人権尊重が、当然のこととして訴えられるようになった。誰がかつて想像できただろうか。

各国で刻まれてきた反差別運動の小さな歩みの積み重ねが、大きな潮

流を生んだと言えるだろう。「自分を隠さず生きる」という理念が開花しつつある。

宣言より四半世紀前の22(大正11)年、日本では被差別部落の人々が団結し、全国水平社を結成した。

有名な水平社宣言は「人の世に熱あれ、人間に光あれ」とうたった。出自により虐げられる不条理を正し、人としての誇りを取り戻す闘いが、この時に始まった。日本最初の人権宣言とされる。

結社名の「水平」は、人は生まれながらにして平等であるという理念を端的に表現している。世界人権宣言に通じ、未来にまで生きる思想ではないか。

その運動は後に、在日コリアンや障害者、女性らの人権意識に大きな影響を与え、差別との闘いは日本で同心円状に広がっていった。

そうした歴史があったからこそ、ハンセン病の元患者や旧優生保護法による不妊手術被害者らの人権侵害も、大きな社会問題として浮上した。一昨年には部落差別解消推進法、障害者差別解消法、ヘイトスピーチ対策法が制定された。

人権運動の道のりは平たんだったわけではない。多くの人は自らに潜む差別意識に気付いてはいない。その言動が時には人の命まで奪うことを認識してもらうには、相当なエネルギーが必要である。時には声を張り上げ、体を張って実態を訴えるしかない時期があった。

運動は「行き過ぎ」を生み、反感を呼ぶこともあった。マスメディアは自ら「べからず集」をつくり、差別用語さえ使わなければよいと勘違いした。それらを反省し、乗り越え、今日を迎えている。

それでもインターネットを使った差別事象が相次ぎ、他民族を侮辱する主張が公然となされる。国外でも自国第一主義が台頭しているほか、国民を抑圧する指導者は少なくない。

世界人権宣言は「あらゆる人と国が達成すべき共通の基準」とされる。いわば最低基準とも言えるだろう。実現に向け、日本が先頭に立ちたい。



2018年11月15日高知新聞社説

障害者雇用不正「責任不問」で済むのか

<https://www.kochinews.co.jp/article/231756/>

責任を一切不問にし、対外的に「けじめ」を示さなくていい問題なのか。疑問が膨らむ。

中央省庁の障害者雇用水増し問題で、制度を担う厚生労働省が職員の処分を見送る方針を固めた。

不適切な算入を続けてきた総務省や経済産業省、法務省、国税庁も職員を処分しない方針と分かった。他の府省庁も軒並み、処分には消極的だという。

各省庁は処分を見送る理由として「意図的な数字操作ではなく、事務上のミス」「不正の意図が確認されなかったため」などと説明する。

しかし、水増し問題は、共生社会

の実現に向け、障害者雇用促進法に基づき民間に範を示すべき行政機関の信頼を大きく失墜させている。

政府の検証委員会は、雇用数の不適切な計上は国の33機関のうち28機関で行われ、昨年6月の時点で計3700人に上ったと認定した。それだけ国が障害者の雇用を奪ってきたことになる。

しかも、例示された「手口」はざさんというよりも悪質である。

国土交通省は過去の引き継ぎリストを確認もせず、死者を含めて退職者を多数計上していた。国税庁はうつ病などの精神疾患の人を身体障害に算入。総務省などは裸眼で視力の弱い人を視覚障害者としていた。

仮に長年の慣行で不正の意図もなくやっていたとしても、「おかしい」とも思わず、漫然と数合わせに終始していた担当者の責任は免れるのだろうか。問題が起きた際に問われる

べき大臣や省庁幹部の監督責任も同様である。

政府は今月に入って、障害者雇用法で法定雇用率を達成できなかった民間企業が支払う納付金を巡り、小規模企業への対象拡大を見送る方針を固めている。

民間には厳しく臨む半面、行政機関にはチェック機能すらなく、水増しの横行を許してきた身内への甘さを考えれば当然だろう。信頼の失墜は本来、障害者の活躍の場を広げることを目指した政策の遂行にも影響している。

安倍政権下では、不祥事が起きても再発防止の掛け声を前面に出して早々に幕引きを図り、「けじめ」には疑問が残る事例が目立つ。

財務省の決裁文書改ざん問題がそれを象徴している。辞任を拒み続け、内閣改造でも留任した麻生財務相の政治責任を問う声は今なおくすぶ

る。国の中枢で問題の責任を取らない体質がはびこり始めたとすれば、懸念は深まる。

同じく水増しが判明した愛媛県では、副知事らを嚴重注意や訓告処分とした。自らの減給処分を表明した三重県知事は、障害者や民間企業を裏切る行為をやったとして「二度とやらないという決意」と強調する。国よりも一部自治体の方に、問題と真摯(しんし)に向き合う姿勢を見る。

今後の障害者政策への信頼や説得力のためにも、けじめをつける姿勢は必要ではないか。中央省庁は再考すべきである。



2018年11月29日 共同通信
核心評論「障害者雇用水増し問題」ぬるい検証、平然と追認 責任不問も政府のおごり

「造詣の深い有識者に専門的知見でしっかり検証していただいた。原因を明らかにし、役割を果たしていただいた」

このせりふを何度繰り返し聞いただろうか。中央省庁の障害者雇用水増し問題を巡り、衆参両院の厚生労働委員会で11月20、21の両日に開かれた集中的一般質疑での、根本匠厚労相の国会答弁である。

8月に問題が発覚してから初めてとなる国会での本格論戦。与野党双方の議員が、政府の第三者検証委員会がまとめた報告書の手ぬるさを追及した。国民の多くが、いまだに納得していないからである。それに対

する答弁がこれだ。「極めて遺憾で深く反省する」とも述べたが、検証結果への批判は意に介さず、平然と追認した。政府が一連の問題を真に深刻に捉えていないことの表れとも言える。

範を示すべき中央省庁が3700人も職員を「障害者」として不適切に計上していた。しかも死亡者や、単に視力が悪い人を算入するなど、数合わせとしか思えない悪質な手口で。検証委はその原因をあくまで「障害者の定義や対象者を恣意(しい)的に解釈していただけて、意図的ではなかった」と結論付けた。

根本氏が「福岡高検検事長まで務められた」とあがめた松井巖(まつい・がん)委員長は10月の記者会見で「(期間は)1カ月余りだが、実に濃密に調査、検証できた」と自負した。さらに「(省庁の言い分を)覆す証拠が無い場合は意図的とは認

定できないと整理した」と言い放った。

不適切に算入された当事者への調査をなぜ行わないのかとの問いに対し、松井氏は「解明の手段として有効なのか」と記者に話した。役人の言い分を覆す証拠をあぶり出すのが、検証委の役割だったはずだ。片側の主張だけをうのみにしたお粗末な検証との批判は免れない。

国会では「本当に国民が納得できると思うか」と与党議員からも疑問をぶつけられた。だが、根本氏は報告書が全てと言わんばかりに先の答弁を機械的に繰り返し、何ら説明責任を果たさなかった。国民の疑問、不満はいまだに置き去りにされたままだ。

関係者の処分も注目されたが、厚生労働省は見送る方針だ。「違法行為はなかったから」(同省幹部)というが、長年の間、漫然と各省庁の報告の真

偽を確かめてこなかった「不作為」は確実にあった。制度所管省庁としての責任は重い。国民の目線、特に働く機会を奪われた可能性のある当事者の方からすれば、責任不問は政府の怠慢、おごりと映るに違いない。

「旧優生保護法の被害の本質と通底するものがある。官製の障害者排除だ」。国会に参考人として招かれた日本障害者協議会の藤井克徳(ふじい・かつのり)代表は、こう指弾した。こうした当事者の憤り、無念さが根本氏の心に届いているならば、「しっかり検証していただいた」などとの答弁は、政治家以前に人として恥ずかしくてできないだろう。(共同通信記者 土井裕美子)

信濃毎日 2018年11月23日社説
**障害者雇用 信頼回復へ
 謙虚に臨め**

<https://www.shinmai.co.jp/news/nagano/20181123/KT181122ET1090008000.php>

中央省庁が障害者雇用を水増しした問題の集中審議と参考人質疑が、衆参の厚生労働委員会で開かれた。

与野党議員からの厳しい批判に、雇用制度を所管する根本匠厚生労働相は陳謝したものの、自身を含む担当者の処分や障害者を交えた原因再調査の必要性は否定した。

水増しは長年にわたって続いできたとみられる。現在の責任者を処分して幕引きとはいかない。ただ、周囲の指摘に謙虚に耳を傾けなければ、障害者行政の抜本的な改善は期待できない。

精査した結果、国の33行政機

関のうち、28機関が厚労省の指針に違反した。昨年6月時点で、3700人が法定雇用率に不正に算入されていた。全国の地方自治体でも計3800人の水増しが確認されている。

弁護士らによる検証委員会が公表した調査報告書には驚いた。

死亡者や退職者を計上した国土交通省、うつ病の職員を身体障害者に数えた国税庁、在職歴が全くない人物を算入した財務省…。検証委は「故意性を認定できない」と結論付けたけれど、悪質としか言いようがない。

眼鏡をかけているだけで視覚障害者として、本人に確認せず障害者に含めたりした例もあった。在職者だけで雇用率を満たそうとの姿勢があらわで、新規採用の努力が見受けられない。

水増し問題発覚後も、複数の省

庁が求人する際、「自力で通勤できる」「介護者なしで業務遂行が可能」との応募条件を付け、批判を浴びている。配慮を義務付けた障害者差別解消法を、国がないがしろにしている。

政府は再発防止策の柱に、行政機関に対する厚労省の調査権限強化を据えている。雇用率回復のため、2019年末までに4千人余を雇用するという。参考人質疑では「数合わせになってしまう」と懸念する声が上がった。

14年に水増しが発覚した独立行政法人「労働者健康安全機構」は1カ月間で115人を採用し、現場の労災病院の混乱を招いた。その後、障害の多様性に気付き、研修を重ね、外部の支援機関や専門職に協力を求めることで、職場定着率を大きく改善している。

数値よりも大切なのは、それぞ

れが障害の特性に応じて能力を発揮できる環境を、ハードとソフトの両面で整えることだろう。当事者の意見はもちろん、民間企業の取り組みも参考に、共生社会を目指す原点に立ち返り、失った信頼を取り戻さなければならぬ。



2018年12月2日(日)

愛媛新聞社説

**障害者雇用水増し処分
 反省なき中央省庁看過できない**

<https://www.ehime-np.co.jp/online/editorial/>

中央省庁や自治体による障害者雇用水増し問題で、職員や責任者の処分を巡る対応に差が出ている。中央省庁が関係者の処分に否定的な考えを示す一方、愛媛など一部の県は、処分を実施したか処分する方向で検討していることが明らかになった。

本来対象外の計7千人以上が障害者として不適切に計上されていた信じがたい事案である。これほど多くの障害者の働く機会を奪っておきながら、旗振り役である中央省庁が責任を取らないのは到底納得がいかない。真摯(しんし)な反省がないま

までは今後の対策にも実効性が伴うか疑わしく、本来の目的である共生社会の実現はおぼつかない。中央省庁はまず問題のけじめをつけることから始めるべきだ。

中央省庁は、処分見送りの理由について「意図的ではなかった」などと説明している。だが実態をみると、近視の職員を含めたり、退職者や死者を数に加えたりするなど、悪質性が疑われるケースもあった。公務員としてあまりにもずさんで規範意識を欠いている。意図的かどうかにかかわらず、処分するのは当然ではないか。

実際、副知事ら58人を嚴重注意や訓告とした愛媛県など、不適切計上が判明した38県のうち7県が、処分を実施または予定している。「県民の信頼を失墜させた」といった各県の理由は至極もつともであり、国と責任の取り方に違いが出るのはお

かしい。雇用の目標が達成できなかった場合にペナルティーが課されている企業をはじめ、中央省庁の姿勢に国民の理解は得られまい。

制度を担当する厚生労働省が最初に処分見送りの方針を示した点も看過できない。政府の検証委員会が「他省庁の実態を把握する努力をしなかった」と指摘しており、問題を見過ごしてきた責任は重い。厚労省の方針を受け、各省庁が追随して処分を見送る構えをみせている。厚労省がまず身内に甘い姿勢を改め、責任を認めなければ、ほかの省庁に対する指導やチェックは機能しないと自覚すべきだ。

処分の見送りは、証拠を得られず「意図的」と断定できなかった検証委の結果に沿った。だが調査は不適切に算入された当事者への聞き取りを行っていないなど、不十分な点がある。障害者雇用への意識が低かっ

た背景の検証などが再発防止策に欠かせない。政府は再調査し、なお実態解明に努めるべきだ。

政府は1年後に約4千人の障害者を雇用する計画を立てている。来年2月には障害者限定の採用試験を実施するなどの対策を示したが、応募者が集まるかは不透明だ。国の合同説明会では、出席した障害者から「どんな配慮があるのか分からない」といった声が上がっている。政府は、法定雇用率達成のための数合わせに再び陥ることなく、バリアフリーや相談窓口の設置など、障害者が能力を発揮できるよう、働きやすい環境の整備を急がなければならない。

他の者と同じ権利をもつ」とする障害者権利条約の理念に基づき、国が定めたルールである。その国の機関においてルールが踏みにじられたことは、障害者に対する裏切り行為にほかならず、強い憤りを禁じ得ない。

また、加藤厚生労働大臣は「それぞれの政府機関で今年中に法定雇用率を達成するよう努力するが、それが難しければ来年中に達成すべく取り組んでいく」と説明している。

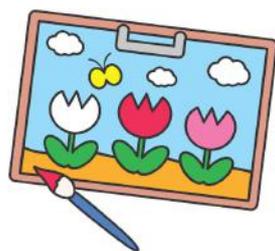
しかしながら、拙速な数合わせではなく、様々な種別の障害者が公的機関で就労できるための合理的配慮について、十分な検討をまず行うべきである。

特に知的障害者は、公務員試験が知識や判断力を問う筆記試験中心のままであれば、採用試験の段階で雇用から排除されることとなる。民間企業では、知的障害者の特性を活かした職種の開発が進み、採用試験に

おいても筆記試験より面接が重視されている。公務員試験においても面接を重視する方式を採用するとともに、各公的機関で、知的障害者向けの職種の開発を推進すべきである。

今回の水増し問題を機に、公務員における障害者雇用のあり方について、根本的な見直しを強く求めたい。平成30年9月5日 特定非営利活動法人東京都発達障害支援協会

理事長 山下望



公務員における障害者雇用の根本的な見直しを求める声明

中央省庁の2017年6月1日時点の障害者の雇用数が、実際より3,460人多く水増し計上されていたことが判明した。公的機関の法定雇用率2.3%(2018年度からは2.5%)に対して、実際の障害者雇用率は1.19%であった。

これは、3,460人の障害者が、就労の機会を中央省庁により奪われたことを意味する。さらに、これが企業であれば、年間約20億円の納付金が課せられ、その分、障害者雇用促進の財源が増えたはずである。またこのような水増しが約40年間にわたって継続されてきたとの報道もあり、さらに地方自治体においても同様の水増しが発覚しつつある。

障害者雇用促進法は、「障害者も

「知的障害者を公正採用」2年前要請に大半従わず

全国都道府県の正職員採用試験の障害者枠で35道府県が採用を身体障害者に限定していた問題で、これらの道府県は2016年8月、厚生労働省から障害種別を限定しない「公正な採用選考」を要請されていたにもかかわらず、門戸を開いていなかった。毎日新聞の取材で判明した。障害者雇用促進法では、精神・知的障害者の雇用も義務づけている。

<公務員正職員採用> 35道府県が「身体」障害者に限定

<愛知県> 共に考え働く 08年から知的障害者を採用

<車いすでワイン試飲拒否は「不当」百貨店を提訴>

<障害者雇用・水増し問題> 法定雇用率、民間の「罰則」拡大断念「お

願いする立場にない」

＜障害者雇用数水増し＞自民厚労部
会長デビューの小泉氏苦言
＜「なめられた」国の不正に怒りや
あきれ声＞

厚労省障害者雇用対策課が総務省
を通じ、都道府県や政令指定都市に
要請した。要請は、憲法が規定する
「職業選択の自由」の実現に向け、
国や地方自治体は障害者雇用促進法
に基づき民間企業を指導していると
説明。地方公務員の募集・採用につ
いて「身体障害者に限定することな
く、他の障害者にも広く門戸を開き、
能力・適性のみを基準とした公正な
採用選考の実施」を求め、精神・知
的障害者の雇用を促した。

知的障害者の雇用は1998年7
月から義務化。精神障害者を対象に
した改正法は13年6月に制定後、
約5年間の周知期間があり、今年4
月から雇用が義務づけられた。

しかし要請から2年以上経過した
現在も、従った地方自治体は少数に
とどまっている。富山県の人事担当
者は「特段それ（厚労省からの要
請）を受けてしたことはない。他県
もやっているところは少ないのでし
ていない」と話す。一方、今年度か
ら3障害に門戸を開いた島根県の担
当者は「法改正に加えて要請があっ
たことで、制度改正に至った」と明
かす。【上東麻子】毎日新聞2018年
11月26日 10時15分（最終更新
11月26日 12時20分）



ローマ法王、母の手逃れた 自閉症児の「自由」た たえる

バチカン（ローマ法王庁）で28日、
ローマ・カトリック教会のフランシ
スコ法王（Pope Francis）による週
例の一般謁見（えっけん）の際、ア
ルゼンチン人の男の子が法王と遊ぼ
うと母親の手を逃れ、壇上に飛び出
す出来事があった。法王は「彼は自
由だ」と述べ、参列者らに対し、「わ
れわれは皆、神の前で自由であるべ
きだ」と語った。

イタリアメディアによると、男の
子の母親が謝罪し、この子が自閉症
であることを伝えたところ、法王は
居合わせた参列者らに「この子は話
すことができない。口が利けない」
と述べ、「だが彼は意思を伝え、自
らを表現する方法を知っている」と
続けた。

さらに法王は「それだけではない。
彼は自由だ。その自由に手に負えな
い面はあっても、自由なのだ」と語っ
た。

手袋をしたスイス衛兵の手を引っ
張り、法王の椅子の裏で遊ぶ男の子
に、法王は「キスをしておくれ」と
語り掛け、母親が息子を捕まえよう
と駆け寄ると、男の子の好きにさせ

るよう促した。

さらに法王は「われわれは皆、自
らに問うべきだ。自分が神の前で同
じだけ自由でいるか、と。われわれ
は皆、子どもが父の前にいる子ども
と同じように、神の前で自由である
べきなのだ」と述べた。

法王が「この子が話せるよう、ご
加護を願おう」と呼び掛けると、参

列した約7000人の信者から喝采が
沸き起こった。

法王は男の子と同じアルゼンチン
の出身。

【翻訳編集】AFPBB News11/29(木)
10:19 配信 AFP=時事

2ページより

わたしで最後にして ナ チスの障害者虐殺と優生 思想

（藤井克徳著合同出版 1620円）

始まりは知ることから

やまゆり園事件、旧優生保護法下
での強制不妊手術など、「優生思想」
「障害者差別」が大きく問われている
中、非常に重要な1冊だ。

ナチス・ドイツによる障害者虐殺

「T4作戦」のむごたらしい史実をひ
もときながら、「強い人だけが残り、
劣る人や弱い人はいなくていい」と
いう優生思想が、どれだけの悲劇を
もたらしたのかを詳しく解説した。
また、第2次大戦後においても、ス
ウェーデン、米国、日本などで、障
害者に対する不妊手術が行われてき
た歴史を示し、優生思想の根深さを
指摘した。

こうした優生思想に対して、どの
ような立脚点、思想から立ち向かう

べきなのか。著者が強調するのが障
害者権利条約だ。国連憲章、世界人
権宣言をルーツに持つ同条約は、人
類共通の到達点だ。「障害を理由と
した差別や偏見を厳しく戒め、目に
見える形での社会制度で除去するこ
とを求めている」同条約は、「その
まま優生思想への対峙につながる」
とした。

同条約が求める内容を着実に政策
化していくことで、社会や人々の意
識を変え、障害者、そして、病気の

人、高齢者、子ども、女性、マイノリティーの人々を含め、すべての人が安心と希望をもてる社会に近づくことができる」と訴えた。

そして、この書の大きな特徴は、中高生ら若者も読者として想定し、一人ひとりのできることを助言していることだ。

大事なのは、さまざまな問題に「気

づく力」だとし、その「気づく力」を磨くには、「知ること」「わかること」「伝えること」「動くこと」がポイントだとした。

「動くこと」は、相手や物事を変えるための最初の一步であり、大きな一步だと強調した。

若者に対する著者の熱い期待と愛情が込められており、ぜひ学校現場

で教材として活用してもらいたい内容となっている。書名の「わたしで最後にして」は、おびたしい数の犠牲者の思いを受け、あやまちを絶対に繰り返してはならないとのメッセージだ。

(神奈川新聞編集委員・熊谷和夫)

参議院厚生労働委員会 参考人としての発言

増田一世（公益社団法人やどかりの里）

本日は、発言の機会を作ってください、ありがとうございます。私は、埼玉県さいたま市で活動する公益社団法人やどかりの里で働いています。やどかりの里は精神障害のある人たちの生活支援、働くことの支

援などを行い、現在370人ほどの方がさまざまな形でやどかりの里を利用して、地域生活を送っています。精神障害は中途障害です。病気や障害を受け止める時間が必要で、その中で働くことへの意欲も生まれてきます。自分の病気や障害と向き合いながら長く働き続けることを目指している人たちがたくさんいます。

障害のある人たちがどんな思いで働いているのか、彼らの声を紹介しま

す。私が代表を務めるやどかり出版の「働きたいあなたへのQ&A」から紹介したいと思います。

今回の障害者雇用水増し問題は、働きたい、働いて生計を立てたいと願う人たちの働く機会を40年あまりにもわたって奪ってきたということなのです。

障害があることを会社や周囲の社員の人に伝え、フルタイムで働くAさん、「浪人中に幻聴が聞こえるよ

うになり、大学入学後も幻聴に悩まされ、精神科病院に入院、退院後体力も衰え、コンビニでのアルバイトも辛くて、精神障害者の作業所で体力的・精神的に充電し、就労準備の訓練を経て、同じ病気の仲間との交流も支えとなり、実習先だった企業に就職しました。細かいことにこだわる傾向があるので、余計なことを考えないように無理しないように気をつけて働き続けています。働き続けたいという目標が気持ちの張りになっている」と語っていました。

Bさんは働く上での工夫を語っています。「朝、薬が抜けなくて困っているが、少し早く出てコンビニでコーヒーを飲んでゆっくりし、職場に30分前に着くようにしている」「ストレスを感じると持病が出て胃が痛くなる。それによってストレスを自覚するのでストレス発散のためバレーボールなどで体を動かす」「不

眠や物事を関連付けてしまうこと、猜疑心が強くなるのが調子の悪くなり始めなので、早めに休養をとるようにする」

再検証を求めて

さて、私が関わっている日本障害者協議会(JD)でもこの問題を深刻に捉え、声明や要望書を提出してきました。

そして、この障害者雇用水増し問題の検証に障害当事者、関係者の参画を求めてきましたが、それはかなわないまま国の行政機関における障害者雇用に係る事案に関する検証委員会が始まってしまいました。40年以上にわたる違法行為を検証するのにたった2カ月という短期間で、報告書が発表されました。死亡した人や退職者、うつ状態や不安障害を身体障害として算定するなど、びっくりするような対応がまかり通って

いたことを知りました。しかし、それらの不適切な対応は、厚生労働省の障害者雇用の実態についての関心の低さ、対象障害者の計上方法についての正しい理解の欠如、法の理念に対する意識の低さによるものと報告されました。これでは長年にわたる法律違反がなぜ続いてきたのか、まったく解明されていません。

私たちが知りたいのは、なぜ関心が低かったのか、なぜ正しい理解が欠如していたのか、なぜ意識が低かったのか、この「なぜ」なのです。恣意的だが意図的ではないとなぜ言えるのかも疑問が残ったままです。

平成26年の独立行政法人労働者健康福祉機構による障害者雇用の虚偽報告については、元理事らが罰金刑の刑事処分を受けています。しかし、検証報告では、法律違反の事実をあいまいにし、11月12日には厚生労働省の「違法行為はなかった」

との表明があり、他の省庁も職員の処分を見送るとしています。しかし、今回の水増し問題は長年にわたる違法状態であり、障害者排除であったことは紛れもない事実です。雇用されるべき人が雇用されなかった不利益を被っており、「固有名詞なき被害者」の立場に立った政治責任が問われなくてはなりません。この違法状態を長年放置してきた各省庁の大臣や幹部の監督責任も問われるのではないのでしょうか。

改めて今日を契機に国会での徹底説明と障害当事者・関係者が参加する徹底的な再検証の場を設けることを求めたいと思います。

障害者雇用と環境整備について

お手元の資料に障害者権利条約の全文があります。日本も締約国です。第3条の一般原則、第4条の一般的

義務、第5条の平等及び無差別を踏まえ、第27条の労働及び雇用に記載されている「公的部門において障害者を雇用すること」を重く受け止め、障害のある人の労働及び雇用制度を抜本的に見直す機会にすべきだと考えます。

なぜ、多くの省庁で障害のある人を排除することが続いてきたのか、そのことの解明抜きに中央省庁での障害者雇用の推進は困難でしょう。国家公務員障害者選考試験が始まりますが、第1次選考の試験には高等学校卒業程度の問題が出題され、作文試験があります。こうした選考試験も1つの方法ですが、これがすべてではないはずです。知的障害のある人、精神障害のある人、発達障害のある人が中央省庁で雇用されているのは少数であり、それぞれの障害特性に応じた採用方法や働き方が工夫されなくてはならないでしょう。

そして、障害のある人が健康を守って働き続けるためには、多様な継続的な支援が必要です。アクセシビリティの観点での省庁全体の環境整備が求められます。もう1つが個々に応じた支援としての合理的配慮の提供です。通勤時の支援、職場でのジョブサポーターの配置、定期通院時の休暇の保障、障害にあわせた仕事の確保や作業手順の改善、休憩のとり方など、また通勤や長時間労働が困難な人に対しては、在宅勤務やテレワークなども視野に入れるべきでしょう。障害者雇用と国家公務員定数法の関係も検討が必要でしょう。

採用を進めることと職場環境を整えることは同時並行で進めなくてはなりませんが、その準備は各省庁でどのように進められているのでしょうか。数合わせの障害者雇用になら

ないように細心の注意と準備が必要です。

障害者権利条約は「障害は環境によって重くも軽くもなる」と言っています。各省庁の職場環境の整備が全国の事業所のお手本となるように推進していくことを期待しています。

今後の障害者の労働及び雇用について考えなくてはならないことがあります。

1つは法定雇用率です。ドイツは5%、フランスは6%です、日本の公的部門の2.5%はあまりに低すぎないのでしょうか。そして、重度の障害者をダブルカウントする制度は廃止すべきです。これは事業所側の論理でしかないのです。

2つ目には労働及び雇用政策における「障害者」の捉え方です。現在の

障害者手帳に基づく障害等級の判定は医学モデルです。障害の社会モデルの視点を踏まえた障害の判定方法が求められています。

3つ目には、公的部門にも障害者雇用納付金制度や何らかのペナルティ制度を検討する必要があります。

最後に政策審議システムの根本的な改革を求めたいと思います。

障害者の労働及び雇用政策の発展のためには、労働分野と福祉分野を重ねた検討が必要であり、現在の労働政策審議会障害者雇用分科会に相当数の福祉分野関係者を加えることや審議会のメンバーに障害当事者代表の枠を強化するなど、政策審議システムの改革も求められていることを述べて、私の意見とさせていただきます。ご清聴ありがとうございました。



関係団体事務局 御中
 平素より大変お世話になっております。
 昨日、予算大臣折衝における診療報酬・介護報酬・障害福祉サービス等報酬改定についてプレスリリースを実施しました。
 つきましては、下記厚生労働省ホームページをご参照下さいますようお願い致します。
 【厚生労働省 HP】
https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000188402_00002.html
 <https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000188402_00002.html>

 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課
 障害児・発達障害者支援室障害児支援係

TEL:03-5253-1111(内線 3037, 3102) <TEL:03-5253-1111(内線 3037, 3102)>
 FAX:03-3591-8914

診療報酬改定について
 12月17日の予算大臣折衝を踏まえ、平成31年度の診療報酬改定は、以下のとおりとなった。
 1. 診療報酬改定 +0.41% (2019年10月実施)
 各科改定率 医科 +0.48%
 歯科 +0.57%
 調剤 +0.12%
 2. 薬価等 (2019年10月実施)
 ① 薬価 ▲0.51%
 ※ うち、消費税対応分 +0.42%
 実勢価改定等 ▲0.93%

② 材料価格 +0.03%
 ※ うち、消費税対応分 +0.06%
 実勢価改定 ▲0.02%

介護報酬改定について
 12月17日の予算大臣折衝を踏まえ、平成31年度の介護報酬改定(2019年10月実施)は、以下のとおりとなった。
 1. 介護報酬改定 +0.39%
 ※ 補足給に係る基準費用額の引き上げ分の対応として、別途国費7億円程度
 2. 新しい経済政策パッケージに基づく介護人材の処遇改善 国費210億円程度
 障害福祉サービス等報酬改定について
 12月17日の予算大臣折衝を踏まえ、

平成31年度の障害福祉サービス等報酬改定(2019年10月実施)は、以下のとおりとなった。
 1. 障害福祉サービス等報酬改定 +0.44%
 2. 新しい経済政策パッケージに基づく障害福祉人材の処遇改善 国費90億円程度

**衆院厚生労働委員会参考
 人意見陳述(案)
 藤井克徳 2018, 11, 21**

「障害者をしめ出す社会は弱くもろい」、これは1981年の国際障害者年に関連する決議文の一説です。今般の障害者雇用の「水増し問題」(以下、水増し問題)に照らすならば、「障害者をしめ出す政府は弱くもろい」、こう言えるのではないのでしょうか。

水増し問題の最初の報道、そして続報を聴いての率直な感想を述べたいと思います。まず、最初の報に接したときですが、「まさか」であり、時が経つにつれ、怒りの念に代わっていきました。次の節目は、検証委員会の報告書が報じられた時でした。啞然としました。その内容は、経過報告の域を出るものではありませんでした。

検証報告書の評価については、後でもう少し詳しく述べます。そして、次に期待していたのは、第197臨時国会での総理大臣の所信表明です。政府あげての水増し मामれにあって、政府の代表として何を言ってくれるのか、全国の障害当事者、関係者は注目していました。残念ながら、一言も触れられることはありませんでした。今般発覚した水増し問題は、余りに大規模であり、余りに長期間に及び、そして余りに悪質です。規模で言えば中央省庁諸機関のうち8割以上が関わっています。いつからか至っては、最低でも20年間余、1960年の法律創設時からという見方もあります。悪質さで言えば、裸眼視力をそのまま障害者の範囲に含めたり、100人近い退職者や死亡者まで現存する障害者としてカウントしていたのです。「役人は数字をつくる」と



<p>という言い方があるそうですが、そう言われても仕方がないのではないのでしょうか。</p> <p>ここで水増し問題の構図について、簡単に述べておきます。大きく見て五段階かと思えます。第一段階は、障害者を新たに外部から雇い入れたくないということ、第二段階は、そうは言っても法定雇用率は守らなければならない、そこで第三段階では、しからば内部から障害者を探し出そう、第四段階に移って、いかなかったらつくりだそう、退職者や死亡した人のカウント参入はその典型です。そしてやれやれ今年もクリアできた、これが五段階です。この五段階を毎年くり返してきたのではないのでしょうか。</p> <p>最大の問題点は、今述べたうちの第一段階です。「できれば外から新たに障害者を採りたくない」です。実</p>	<p>は、ここに今般の水増し問題の主因があり、本質があるのです。検証の対象も、ここにありません。結論から言えば、「障害者排除」です。もう少し突っ込むならば、本年、急浮上した優生思想の下で繰り広げられた優生保護法の被害問題の本質とも通底するのではないのでしょうか。共通して、「官製の障害者排除」と断じることができます。</p> <p>それでは、なぜ障害者排除が平然と続いてきたのでしょうか。はっきり言えば、うちの省庁の労働力の全体が低下してしまうから、あるいは職場のバランス、働き方の生態系のようなものが壊れはしないか、こんな懸念や不安が容易に想像されます。労働力が低下するというのであれば、どういう支援があれば低下しないのか、どういう条件であれば職場のバランスが保てるのか、そういう発想にならないのでしょうか。もし</p>	<p>かしたら、障害者雇用とは別に中央省庁の現行の働き方や慣行にも問題があるやもしれません。</p> <p>次に、水増し問題がもたらした問題点について概観します。5点に絞ります。</p> <p>第一は、おびただしい数の障害者が、国の機関での働く場が奪われたことです。「固有名詞なき被害者」の数は一体どのくらいに上るのでしょうか。昨年だけでも3880人余とされています。虚偽の報告による累計値について明確にすべきではないのでしょうか。第二は、長きにわたり、誤ったデータで障害者の雇用政策を論じてきたことです。公的部門での障害者雇用は概ねうまくいっていたことになり、公的機関に焦点を絞った議論はほとんどなされてきませんでした。国会も労政審も、そして私たち障害者団体も翻弄されていたの</p>
<p>です。とり返しのつかない事態を招いていると思います。</p> <p>第三は、有形無形で、民間企業の障害者雇用にも影響することです。当然ながら、障害者雇用に関する行政指導は鈍り、民間の側の心理状態も不信感が増すのではないのでしょうか。実際にも、次期通常国会で準備されていた、障害者雇用納付金制度の対象規模の拡大（現行の従業員100人規模から50人規模へ引き下げ）が見送られるとの報道があります。第4は、各省庁が発信する政策に少なからず影響があることです。政策の源は、一般的に審議会の事務局、すなわち担当省庁の局や課、時には係とされています。この政策形成の源の段階で障害者の目線が入っているのとそうでないのとでは、その内容や水準に大きな差異が生じるように思います。第5は、障害者政策に関する政府のデータに不信感が</p>	<p>生じたことです。障害者の、人権や、ときに命に係わるデータが本当に正しいのだろうか、そんな気持ちになります。基礎的なデータに関しては、総点検の必要があります。</p> <p>次にあげたいのは、本件に関する検証委員会の報告書と、これに連動して出された基本方針についてです。率直に言わせてもらえれば、不十分です。不十分だけではなく、不信感が重なります。検証委員会報告書と基本方針の両社に共通する問題の第一は、非常に浅薄であるということです。これほどまでに深刻な問題であり、積年の課題でありながら、たった一か月余で結論を出すというのは余りに乱暴ではないのでしょうか。第二は、検証委員会の報告と基本方針の提出時期が不自然であることです。これらはほぼ同時に出されました。言い換えれば検証委員会</p>	<p>の軽視であり、今回の水増し問題の中心省庁である厚労省の主導による筋書き通りの着地点、そんなふうには言っていないのではないのでしょうか。第三に、検証委員会も基本方針の策定に際しても、障害当事者が不在だということです。一般的に、検証というのは、何を検証するかよりも、誰が検証するかが決定的な意味を持つのです。両者とも、看過できない弱点を残したと言えるでしょう。</p> <p>そこで、検証報告書について、簡単に感想を述べます。通読して思うのは、「関心が低かった」「意識が低かった」「積極性がなかった」「恣意的だった」「杜撰だった」などの感覚用語が目立ちます。とても、政策総括や政策検証とは思えません。私たちが求めているのは、「なぜ関心が低いのか」「なぜ意識が低いのか」「なぜ恣意的だったのか」、この「なぜ」に光を当ててほしかったのです。</p>

残念ながら、それとはほど遠いものです。障害当事者の代表を加えての再検証を行なうべきです。

もし、検証委員会の結論が正しいとすれば、国を動かす公務員が、無意識のうちに、無関心のうちに、法に違反する行為を繰り返してきたこととなります。これはこれで、故意よりも、意図的よりも、もっと恐ろしいことです。

気になるのは、いきなり4000人の障害者の採用を図るという動きです。多くの関係者と同様に、私も拙速だと思います。

最後に、今後の課題について述べます。今回の政府機関による不正、不祥事を何としてもこの国の障害者雇用政策の抜本改革の転機にしていかなければなりません。改革の方向性については、資料のNPO法人日本障害者協議会の意見書を参照くださ

い。ここでは項目のみを列挙したいと思います。

- ・法定雇用率の見直し
- ・労働政策における障害のとりえ方の改訂
- ・納付金制度の導入を含む、公的部門における障害者雇用の不祥事の何らかのペナルティ制度の創設
- ・公的部門における障害者雇用に関する監視システムの確立
- ・障害種別に配慮した採用時の試験制度の見直し
- ・安定した雇用生活を維持できるための多様な政策の構築。重要になるのは合理的配慮の制度化。とくに、福祉施策との一体展開。福祉施策にある同行支援やヘルパー支援を雇用場面でも使えるようにすることなど。
- ・障害者雇用政策の審議システムの抜本的な改革を

障害者権利条約の定義条項には、障害を理由とする排除は差別に当たると明記されています。また、第8条には、定型化された観念、偏見、有害な慣行と戦うこととあります。立法府としても戦ってほしいと思います。



(^) ♪とーれとれ ぴちぴち OO料理♪で 久しぶりの懇親会を開催いたしました

最近調子どう？

こんなことあってん

12月7日に、会員相互の親睦や情報交換、よもやま話を語り合おうと、懇親会を開催しました。

会場は、車の便の良い「かに道楽奈良本店」でした。

時間をやりくりして、集まったメンバーは7名でしたが、なんのなんの！食べるのと、もう息する間もないくらい、お口は動きっぱ
 2時間余り。

器はすべて空っぽに…。

久しぶりに会うメンバー、初めて参加のメンバーも、即、おしゃべりとカニを食す開始体制はお見事。ほんとに賑やかに心もお腹も満たされました。箸が転がっても可笑しいお年頃？のみなさんだけあって、笑いは止まらず。ちょっと真面目タイムには、わが子と自身の将来の話題でも盛り上がり、皆で悩みを共有し、それでも、しっかり笑いを取るKさん！突っ込むみなさん。

ナイスな、ひと時、ありがとうございました。

追伸

いつも、このような懇親の場を設ける機会を応援くださり、ご協力くださった石川巖さんに、心からの感謝をもうしあげ、ご冥福をお祈り申し上げます。

長年にわたり、優しいまなざしと、ご指導、会計のご苦勞、ありがとうございました。



ちょっと寂しい
 休みの日何してる？
 しゃべ
 なしの

おなかすいたー！！！！

平成30年12月15日

特定非営利活動法人 奈良県自閉症協会
理事長 河村 舟二 様

報告者：第36回日本感覚統覚会研究大会
大会長 宮崎義博
住 所：〒636-0815
奈良県良泉生駒郡三郷町勢野北4-13-1
ハートランドしぎさん子どもと大人の発達センター

実施報告書

次の通りご報告いたします。

1. 事業名 第36回日本感覚統合学会研究大会
2. 主催団体 日本感覚統合学会
会 長：土田 玲子
学会事務局：〒950-3198 新潟市北区島見町1398
新潟医療福祉大学医療技術学部作業療法学科永井研究室内
3. 実施日 平成30年11月3日（土）～11月4日（日）
4. 会 場 奈良県文化会館（〒630-8213 奈良県奈良市登大路町6-2）
5. 参加者数 計1037名
内訳）
会 員：2日間311名、1日間60名
非会員：2日間405名、1日間169名
当事者・家族・学生：2日間44名、1日間46名
来 賓：2名奈良LD親の会「パンジー」1名、奈良ADHD親の会「ポップコーン」1名）

6. 事業の概要

大会テーマ「多様性を科学するーしかとあゆもう感覚統合ー」

1) 特別講演

『脳の意味論』 池谷裕二氏（東京大学大学院薬学系研究科）

2) 特別企画

『人と関わることと感覚統合』小松則登氏（愛知県心身障害者コロニー中央病院）

『成人期の生活・仕事と感覚統合』岩永竜一郎氏（長崎大学生命医科学域）

『遊ぶことと感覚統合』太田篤志氏（株式会社アニマシオンプレイジウム）

『読み書きと感覚統合』加藤寿宏氏（京都大学大学院医学研究科）

3) 演題発表（口述発表8演題・ポスター発表8演題）

4) 機器展示・書籍販売

7. 事業の成果

東京大学教授池谷裕二氏に「脳の意味論」とのテーマで、最新の脳科学の知見をもとに「脳が発達していくことの意味」について講義頂いた。参加者からは「脳が外界や自己の

身体をどのように捉えるのかがよくわかった」「私達が正しいと思っている出来事も私達の脳の捉え方にすぎない、ということがわかり、自分自身や発達障害の方の捉え方を考える機会となった」との意見があり、発達に携わる専門家や保護者にとって、貴重な学びの機会になったと考える。

特別企画では、参加者から「対象者との関わり方を振り返ることができた」「読み書きのために必要な事がよく分かった。改めて感覚統合療法が重要な支援方法であると思った」「大人の発達障害の方の感覚面、不器用さからの理解を進めていく必要がある」「子どもにとっての遊びの意味がよく分かった」などの意見があり、感覚統合面からの対象者の理解や支援方法を考えるうえで、非常に役に立ったのではないかと考える。

演題発表では、それぞれの立場からの実践報告や研究成果が報告され、参加者の臨床実践に意義のある内容と思えるものが多かった。

今大会では、非会員の参加者が非常に多く、作業療法士以外の保育士、心理士、看護師、教育関係者、児童発達支援施設関係者などの多様な職種の方、保護者、当事者の方にご参加頂いた。職域を超えて多くの方にご参加いただいたことで、子どもの発達や障害のある人々への理解や支援方法を深める方法の一つとして、感覚統合理論をより深くより広く認知していただく、有意義な機会となったのではないかと考える。



2018年度 第30回こうさい療育セミナーのご案内

公益財団法人鉄道弘済会

1. 開催趣旨

総合福祉センター「弘済学園」は、知的障害・自閉症児者施設として、幼児期から児童期における療育を通して成人期の自立に向けた支援を行うことを特色としています。

今回は、「こうさい療育セミナー30回目の節目を迎えて～立場やライフステージの違いを越えて大切にしたいこと～」をテーマとし、下記の内容で開催いたします。

本セミナーが、各領域・各分野で期待される将来展望を切り拓く一助になれば幸いです。現場につながる施設職員、学校教員、ご家族、行政関係、学生など皆様のご参加を心よりお待ちしております。

2. プログラム

9:00～9:15	開会 主催者挨拶
9:30～11:30	療育支援公開
12:40～13:40	基調講演:飯田雅子氏(元弘済学園園長・鉄道弘済会顧問)
14:00～16:00	分科会: ① 「地域で生活する発達障害幼児の発達支援と保護者支援を考える ～児童発達支援事業・児童福祉行政・児童精神科医療の立場から～」 ② 「児童期から成人期にかけて必要な生活支援を考える」 ③ 「あらためて確認したい行動障害支援 ～行動障害の発展プロセスと行動障害支援に欠かせない視点～」 ④ 「事例を通して高機能なケースの課題を考える」 ⑤ 「児童期から青年期へと支援をつなぐ～学校・福祉サービス・相談支援の連携のあり方とは～」 ⑥ 「重い障害や行動障害を示す方々の地域移行を考える ～保護者と共に歩んだ『地域移行支援室』4年間の支援実践を通して～」 ⑦ 「研修方法の一提案 ～インシデント・プロセス法による公開事例検討会～」 ⑧ 「よりよい支援の実践に向けて ～不適切な支援とは何か～」 ⑨ 「行動障害と虐待のメカニズム ～行動障害はなぜ生まれるのか、虐待案件はなぜ後を絶たないのか～」

※ 内容の詳細は、ホームページをご覧ください(下記参照)。

3. 開催概要

〈テーマ〉 こうさい療育セミナー30回目の節目を迎えて

～立場やライフステージの違いを越えて大切にしたいこと～

〈主催〉 公益財団法人鉄道弘済会

〈日時〉 2019年2月1日(金) 9:00～16:00

〈会場〉 公益財団法人鉄道弘済会 総合福祉センター「弘済学園」

(小田急線東海大学前駅下車徒歩20分)

※当日8:30～9:00 駅からの送迎バスを運行。帰路もバスをご用意いたします。

〈申込方法〉

FAX(裏面)でお申し込み下さい。また、鉄道弘済会の HP(<http://www.kousaikai.or.jp/>)内「お知らせ」、弘済学園の HP(<http://www.kousaikai.or.jp/school/>)内「インフォメーション」からのお申し込みも承っております。

〈参加費〉 一般・終日:5,000円 一般・午後のみ:3,000円 学生:無料

昼食弁当代:1,000円(任意申込) 懇親会:無料(任意申込)

〈締め切り〉 2019年1月25日(金)

〈事務局・開催要項及び参加申込書請求先〉

公益財団法人鉄道弘済会 総合福祉センター「弘済学園」 第30回こうさい療育セミナー係

(担当:大永・石井)

〒257-0006 神奈川県秦野市北矢名 1195-3 TEL 0463-77-3222 FAX 0463-77-3225

E-mail ryoikuseminar@kousaikai.or.jp

第30回こうさい療育セミナー参加申込書

1.参加者氏名/所属名/所属先住所/所属先電話番号

氏名	所属名/住所/電話番号
ふりがな()	ふりがな()
	〒
	電話番号 ()
※参加者様ご所属先の該当種別に○をお付けください 学生・児童入所・児童通所・成人入所・成人通所・相談支援・学校・医療・行政・その他()	

*参加日程 終日(参加費:5,000円) 午後のみ(参加費:3,000円)

*参加希望分科会

- | | | | | |
|------|--------------------------------|--------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|
| 第一希望 | <input type="checkbox"/> 第一分科会 | <input type="checkbox"/> 第二分科会 | <input type="checkbox"/> 第三分科会 | <input type="checkbox"/> 第四分科会 |
| | <input type="checkbox"/> 第五分科会 | <input type="checkbox"/> 第六分科会 | <input type="checkbox"/> 第七分科会(参加) | <input type="checkbox"/> 第七分科会(傍聴) |
| | <input type="checkbox"/> 第八分科会 | <input type="checkbox"/> 第九分科会 | | |
| 第二希望 | <input type="checkbox"/> 第一分科会 | <input type="checkbox"/> 第二分科会 | <input type="checkbox"/> 第三分科会 | <input type="checkbox"/> 第四分科会 |
| | <input type="checkbox"/> 第五分科会 | <input type="checkbox"/> 第六分科会 | <input type="checkbox"/> 第七分科会(参加) | <input type="checkbox"/> 第七分科会(傍聴) |
| | <input type="checkbox"/> 第八分科会 | <input type="checkbox"/> 第九分科会 | | |

(注)第七分科会(参加)および第八分科会の定員は15名となります。定員になり次第締め切り、他の分科会へのご案内とさせていただきますので、ご了承ください。

- *写真撮影を 希望する
- *昼食(弁当代1,000円)を 申し込む 申し込まない
- *懇親会に 参加する 参加しない (該当する箇所に✓をお付け下さい)

2.決定通知の連絡先

FAXにてご返信いたします。FAXのご利用のない方は、送付先のご住所をご記入ください。

FAX	住 所
FAX 番号	ご住所(ご自宅・所属先) ※いずれかに○をお付けください 〒

3.本セミナーを何でお知りになりましたか(該当するものに○をお付け下さい)

- 本案内・ホームページ(具体的なサイト名:)
- 雑誌(具体的な雑誌名:)
- その他()

〈お問い合わせ〉 〒257-0006 神奈川県秦野市北矢名 1195-3 第30回こうさい療育セミナー係
(担当:大永・石井)

電話:0463(77)3222 FAX:0463(77)3225

E-mail:ryoikuseminar@kousaikai.or.jp

日本障害者協議会 (JD) 2018 年度
 < JD 連続講座 >

**国連・障害者権利条約に
 ふさわしい施策実現を求
 めて!**

深く潜む障害者排除の現実 — 私た
 ちは、どう立ち向かうか!! —

中央省庁などで長年続いていた障
 害者雇用の水増し偽造の発覚、優生
 保護法下で行われてきた強制不妊手
 術、精神障害者の身体拘束や監禁、
 障害者就労支援 A 型事業所の不適切
 運営による解雇、生活保護切り下げ
 や障害年金不支給など、障害のある
 人が社会の片隅へ追いやられたり、
 ないがしろにされる事件や政策が相
 次いで起こっています。障害ゆえに、
 人間としての尊厳を踏みにじられて
 いると言わざるをえません。

障害のある人を排除しようとする
 深刻な現実の壁に、私たちはどう立

ち向かっていけばよいのしょう
 か。

今回の連続講座では、障害者をめぐる
 根源的で潜在している問題にふれ
 ることで、人間の本質を学び、だれ
 も排除しない、排除されない、本当
 に平等で豊かな社会のために大切な
 ことは何かを考えていきたいと思ひ
 ます。

第 1 回 2019 年 1 月 24 日 (木)
 午後 6 時半～8 時半

『優生保護法被害者・家族の声を社
 会を変える力に』

講師：藤木 和子 (弁護士 / 優生保
 護法被害弁護団)

特別報告 1 (訴訟原告)：北 三郎
 (活動名)

特別報告 2 (調査概要)：唯藤節子
 (全日本ろうあ連盟理事)

コーディネーター：石渡和実 (JD
 副代表)

第 2 回 2019 年 2 月 21 日 (木)
 午後 6 時半～8 時半

『障害者雇用水増し問題の底流にあ
 ること』

講師：松井 亮輔 (法政大学名誉教
 授)

特別報告：工藤正一 (元厚生労働省
 職員、日本盲人会連合総合相談室長、
 NPO タートル副理事長)

コーディネーター：赤松英知 (きよ
 うされん常務理事)

第 3 回 2019 年 3 月 29 日 (金)
 午後 6 時半～8 時半

パネルディスカッション 障害者排
 除の現実はどう立ち向かうか

パネリスト

米津 知子 (優生手術に対する謝罪
 を求める会 / DPI 女性障害者ネット
 ワーク) 優生手術問題

ラガド・アドリ (AAR Japan 難民を
 助ける会 シリア難民支援担当) 人
 権・人道問題

市川 亨 (共同通信記者) 年金・雇
 用問題

コーディネーター：藤井 克徳 (JD
 代表)

受講料：1 講座につき 2,000 円 (3
 回連続 5,000 円) ※ご欠席時の払
 い戻しはいたしません。

定員：各回 150 名

要約筆記、手話通訳、点字資料 (要
 約版) あります。

会場：全水道会館大会議室 (4 階) (文
 京区本郷 1-4-1)

JR 水道橋駅東口 下車 2 分? 都営地
 下鉄三田線 水道橋駅 A1 出口 1 分

◆主催：NPO 法人日本障害者協議
 会 (JD)

〒162-0052 東京都新宿区戸山
 1-22-1

Eメール office@jdnet.gr.jp

TEL 03-5287-2346

FAX 03-5287-2347 HP http://www.

jdnet.gr.jp/

◆お申し込み方法

事前申し込みをお願いします。

メール・電話・FAX で以下のこと
 をお伝えください。

参加者氏名、所属団体 (ある場合)、
 住所、FAX・電話番号、メールアド
 レス、障害による必要な配慮 (点字
 資料・車いすスペース・手話・要約
 筆記等…)

参加される講座 第 1 回 (1 月 24
 日)、第 2 回 (2 月 21 日)、第 3 回 (3
 月 29 日)

◆お申し込み・お問い合わせ先

特定非営利活動法人 日本障害者協
 議会 (JD)

電話番号：03-5287-2346 FAX：03-
 5287-2347 メール：office@jdnet.
 gr.jp

住所 〒162-0052 東京都新宿区
 戸山 1-22-1



2019年 川西町LD研究会 初例会

日時：2019年1月19日(土)
10時～12時

場所：川西文化会館 創作室予定
内容：発達障害理解講座（例会見学は1回のみ無料）

===講演会予告===

日時：3月3日(日)午後1時～
場所：川西文化会館 サークル室ABC

講師：鏡味 仙成氏（太神楽師）
勉強が出来ない学生時代だったが伝統的な芸能・太神楽に出会い、お祭りごとが好きでそれを仕事にしたい」と入門。

現在 最年少の太神楽師
参加費：会員無料 会員外500円
定員：50名
（定員に達し次第 締め切ります）

参加申し込み
専用FAX 0745-43-0119
専用メール
kawanisi-ld@iris.eonet.ne.jp
情報コーナー
★NPO法人バンビの会主催、障がいがある子どもを持つ父親同士で、ざっくばらんに話しませんか？男性だけでなく、そんな男性を支援したい女性の方もオッケーです。基本サポート役でお願いします。主役は男性です。

日時：12月15日土曜日
18:00～21:00
場所：グッドモーニング坊城
檀原市坊城
参加費等いりませんが、何か一品、持ち寄りをお願い致します。
*飲み物、ソフトドリンク他各種150円～300円用意あります
参加希望の方は、川西町LD研究会まで、お問い合わせ下さい。

★講演会「発達障害と多様性」
主催：奈良女子大学生生活環境科学系 安藤研究室
日時：2019年1月11日(金)
14時～17時(予定)
場所：奈良女子大学 E218-1... 教室
講師：笹森理絵さん（社会福祉士、精神保健福祉士）
「発達障害の診断と障害受容について考える
～当事者、保護者、支援者の経験から～」
講師：冠地 情さん（イイコトサガシの代表）
「発達障害から「普通」を問い直す」
参加費：無料
申込：以下のアドレスで、メールにてお申し込み下さい。
件名を「発達障害と多様

性講演会申込み」とし、氏名、参加人数

を、お知らせ下さい。

Email andok@cc.nara-wu.ac.jp

問い合わせ先：奈良女子大学生生活環境科学系 安藤研究室

安藤香織 0742-20-3485

*当日参加も可能ですが、参加人数把握のため、できるだけ事前申込み

をお願いします。

★一第25回 YMCA 発達障がい理解講座—発達障がい児・者への関わり方—

子どもたちとどのように関わっていくか

主催：公益財団法人 奈良YMCA

日時：2019年2月17日(日)10:00～16:00 開場9:30

場所：東大寺総合文化センター・金鐘会館ホール

講師：竹田 契一先生（大阪教育大名誉教授）

米田 和子先生（NPO法人ラウ”ィータ研究所理事長）

参加費：2,000円（消費税込み）

《お申し込み・お問い合わせ》奈良YMCA国際・生涯学習事業部「らぼーる」

URL：<http://www.naraymca.or.jp/>



2018
11月26日
6日(月曜日)

しんぶん 赤 旗

(第3種郵便物認可)

若者BOX

ワカモノボックス
ワイド

過去と今見つめ 「無関心」克服を

藤井克徳さん
日本障害者協議会代表



優生思想と障害者差別を考えようと大学生らと日本障害者協議会代表の藤井克徳さんが話し合いました＝東京都中野区

生産性がない人は生きる価値がない？
優生思想と障害者差別を考えようと若者が、日本障害者協議会代表で視覚障害のある藤井克徳さんと討論しました。「過去は未来のためのもの。過去を総括しなければ今がしっかりしない。今がしっかりしていなければ明るい未来は来ない」と語りかけた藤井さん。若い人たちはどのように響いたか。(岩井亜紀)

若者たちが討論



藤井克徳さんの近著「わたしで最後にして」ナチスの優生思想と優生思想(合同出版)

障害者差別と優生思想

どう考え、どう立ち向かう

「障害者を隔離した地下のガス室にたずむと、何も音は聞こえなかつた。ただ、耳の奥から聞こえてきたんです。『こんな死に方はわたしで最後にして』」
藤井さんは、約80年前にナチス・ヒトラーが「T4作戦」として数十万人の障害者を虐殺した史実をたづむと、2015年にドイツ・ハダマーのガス室跡を訪ねたときのことを、そう振り返ります。

「T4作戦」の根拠にあるのは「強い人が残り、劣る人や弱い人はいなくていい」とする優生思想です。現

在に目に見えてく、相模原市の「まゆり園」障害者殺害事件や、旧厚生省法務部の強制不妊手術、皇宮庁の障害者用水槽問題も同様です。これらは共通なのは、障害者を排除したいという思いです。

競争ばかりの社会を変えたい



筒井大智さん
大学生

筒井さんは「ガスをシャワー室に見せかけるための仕掛けがあり、障害者を最後まで生かしていたことが許せない」と話します。それだけでなく、差別が補償を求められない。『まゆりの園事件』の被害者遺族報道兵連連していると感じました。身長の人たちの中には今でも差別を障害者がいいたことを隠さざるえない実態があるんですね」

生産性だけで価値みていい?



白石桃佳さん
大学生

岩井亜紀の著書「わたしで最後にして」を手に取り、藤井さんと話し合っている白石さんは、「私自身には障害者差別はないはず」と思っている。だが、「生産性のない人に価値がないのか」と問われてはとてせうせうしました。祖父は働いているから価値があると思っていたから。この考え方にどう向き合えばいいのかと吐露しました。

藤井さんは、パソコンやスマホなどの電子機器移動手段

個人を大切に憲法にヒント



白神優理子さん
弁護士

藤井さんは、未来をどうくつていくのか語り会場を駆け、誰もがそのままで受け入れられるコミュニティをつくらなければならない、と強調しました。

T4作戦 ナチス・ドイツはユダヤ人大屠殺に先立つ1949年1月から、国内6カ所の施設で障害者や患者20万人以上を殺害。「T4」は作戦本部の地名に由来します。精神科医エルンスト・リュエティンをはじめ医療関係者は医学的資料を得ることを目的に加担しました。ナチスも医療関係者もその土台には、健全な社会は強い者・優れた者のみで構成すべきだとする優生思想があります。

段としての選挙は効率的・生産性を重視したもので、技術が高度に向かうことは否定的でできません。上にいっけに社会は、敏の広がり、を待つ必要があります。それは社会福祉だつたり人とのつながりだつたり。こうしたものを大事にしたい。

藤井さんは、学校教育が競争主義になっていると批判。「学歴が長くて大企業で働くことがいとされる社会ではないのか。いまの競争社会を変えなければ、白石さんが、障害の有無にかかわらずの社会が個人を大切にしたい」と感じると語り、白神さんは憲法13条(個人の尊重)にふれました。「国は憲法にふれまふ。個人ではなく、個人としての自己実現を追求するものです。この社会を変えることが大事です。」

憲法13条(個人の尊重)にふれました。「国は憲法にふれまふ。個人ではなく、個人としての自己実現を追求するものです。この社会を変えることが大事です。」

レイアウト 清水大地

日本障害者協議会(JD) 2018年度<連続講座>
 国連・障害者権利条約にふさわしい施策実現を求めて！
深く潜む障害者排除の現実
 — 私たちは、どう立ち向かうか !! —

中央省庁などで長年続いていた障害者雇用の水増し偽造の発覚、優生保護法下で行われてきた強制不妊手術、精神障害者の身体拘束や監禁、障害者就労支援A型事業所の不適切運営による解雇、生活保護切り下げや障害者年金不支給など障害のある人が社会の片隅へ追いやられたり、ないがしろにされる事件や政策が相次いで起こっています。障害ゆえに人間としての尊厳を踏みにじられているといわざるをえません。

障害のある人を排除しようとする深刻な現実の壁に、私たちはどう立ち向かって行けば良いのでしょうか。今回の連続講座では、障害者を巡る根源的で潜在している問題に触れることで、人間の本質を学び、だれも排除しない本当に平等で豊かな社会のために大切なことは何かを考えていきたいと思えます。

2019年

1/24(木)

午後6時半～8時半

第1回

『優生保護法被害者・家族の声を社会を変える力に』

- ◆講師: 藤木 和子 (弁護士/優生保護法被害弁護士)
- ◆特別報告1(訴訟原告): 北 三郎 (活動名)
- ◆特別報告2(調査概要): 唯藤 節子 (全日本ろうあ連盟理事)
- コーディネーター: 石渡 和実 (JD 副代表)



2019年

2/21(木)

午後6時半～8時半

第2回

『障害者雇用水増し問題の底流にあること』

- ◆講師: 松井 亮輔 (法政大学名誉教授)
- ◆特別報告: 工藤 正一 (元厚生労働省職員、日本盲人会連合総合相談室長 NPO タートル副理事長)
- コーディネーター: 赤松 英知 (きょうされん常務理事)



2019年

3/29(金)

午後6時半～8時半

第3回 パネルディスカッション』

『障害者排除の現実はどう立ち向かうか』

パネリスト

- ◆米津 知子 (優生手術に対する謝罪を求める会/DPI 女性障害者ネットワーク) 優生手術問題
- ◆ラガド・アドリ (AAR Japan 難民を助ける会シリア難民支援担当) 人権・人道問題
- ◆市川 亨 (共同通信記者) 年金・雇用問題
- コーディネーター: 藤井 克徳 (JD 代表)



◆受講料: 1講座につき 2,000 円 (3回連続 5,000 円) ※ご欠席時の払い戻しはいたしません。

◆定員: 各回 150 名 ◆要約筆記、手話通訳、点字資料(要約版)あります。

◆会場: 全水道会館大会議室(4階) (文京区本郷 1-4-1)

事前申し込みをお願いします。FAX 申し込み用紙、会場地図は裏面をご覧ください。

最新情報はこちらからご覧ください。



JD

主催: NPO法人日本障害者協議会 (JD)

〒162-0052 東京都新宿区戸山 1-22-1 Eメール office@jdnet.gr.jp
 TEL 03-5287-2346 FAX 03-5287-2347 HP http://www.jdnet.gr.jp/



発行人: 関西障害者定期刊行物協会

住 所: 〒543-0015

大阪市天王寺区真田山 2-2 東興ビル 4F

編集人: 奈良県自閉症協会

定 価: 100円

一九九六年五月一日発行第三種郵便物承認 毎月(1・2・3・4・5・6・7・8の日)発行